

水質関係

水質汚濁防止法

◎ 特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）

水質汚濁防止法第2条第2項の規定による特定施設

（昭和46年6月17日政令第188号 最終改正：平成24年5月23日政令第147号 水質汚濁防止法施行令別表第1）

| 号番号 | 特定施設 |
|-----|---|
| 1 | <p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設 |
| 1の2 | <p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 2 | <p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設 |
| 3 | <p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 |
| 4 | <p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 |
| 5 | <p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 |
| 6 | 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 |
| 7 | <p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 |
| 8 | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう |
| 9 | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 |

| 号番号 | 特定施設 |
|------|---|
| 10 | 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設 |
| 11 | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設 |
| 12 | 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設 |
| 13 | イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 |
| 14 | でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設 |
| 15 | ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 |
| 16 | めん類製造業の用に供する湯煮施設 |
| 17 | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 |
| 18 | インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 |
| 18の2 | 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設 |
| 18の3 | たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設 |
| 19 | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 |

| 号番号 | 特定施設 |
|------|---|
| 20 | 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設 |
| 21 | 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設 |
| 21の2 | 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー |
| 21の3 | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 |
| 21の4 | パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設 |
| 22 | 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設 |
| 23 | パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 |
| 23の2 | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 |
| 24 | 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 |
| 25 | 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設 |
| 26 | 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設 |

| 号番号 | 特定施設 |
|-----|---|
| 27 | <p>前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設 |
| 28 | <p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設 |
| 29 | <p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設 |
| 30 | <p>発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設 |
| 31 | <p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 |
| 32 | <p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設 |
| 33 | <p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設 |

| 号番号 | 特定施設 |
|--------|---|
| 34 | 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 |
| 35 | 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 |
| 36 | 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 |
| 37 | 前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 |
| 38 | 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設 |
| 38 の 2 | 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） |
| 39 | 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設 |
| 40 | 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 |
| 41 | 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 |

| 号番号 | 特定施設 |
|--------|--|
| 42 | ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 |
| 43 | 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 |
| 44 | 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 |
| 45 | 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 |
| 46 | 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 |
| 47 | 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設 |
| 48 | 火薬製造業の用に供する洗浄施設 |
| 49 | 農薬製造業の用に供する混合施設 |
| 50 | 第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 |
| 51 | 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 |
| 51 の 2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 |
| 51 の 3 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 |
| 52 | 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設 |
| 53 | ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 |
| 54 | セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） |
| 55 | 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント |
| 56 | 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 |
| 57 | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 |

| 号番号 | 特定施設 |
|------|---|
| 58 | 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 |
| 59 | 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 |
| 60 | 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 |
| 61 | 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 |
| 62 | 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元槽 ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設 |
| 63 | 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 |
| 63の2 | 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 |
| 63の3 | 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 64 | ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） |
| 64の2 | 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 |
| 65 | 酸又はアルカリによる表面処理施設 |
| 66 | 電気めっき施設 |
| 66の2 | エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） |
| 66の3 | 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設 |

| 号番号 | 特定施設 |
|--------|---|
| 66 の 4 | 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置される厨房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66 の 5 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66 の 6 | 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66 の 7 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66 の 8 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 67 | 洗たく業の用に供する洗浄施設 |
| 68 | 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 |
| 68 の 2 | 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設 |
| 69 | と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 |
| 69 の 2 | 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 |
| 69 の 3 | 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総床面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 |
| 70 | 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。） |
| 70 の 2 | 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） |
| 71 | 自動式車両洗浄施設 |
| 71 の 2 | 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 |
| 71 の 3 | 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設 |

| 号番号 | 特定施設 |
|--------|--|
| 71 の 4 | <p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設</p> |
| 71 の 5 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） |
| 71 の 6 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） |
| 72 | し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。） |
| 73 | 下水道終末処理施設 |
| 74 | 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。） |

◎ 排水基準

○ 一律排水基準

水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準

1 健康項目

(昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正：平成27年9月18日環境省令第33号 排水基準を定める省令別表第1)

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03mg/L ※上乘せ排水基準あり |
| シアン化合物 | 1mg/L ※上乘せ排水基準あり |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。） | 1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.5mg/L ※上乘せ排水基準あり |
| 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L ※上乘せ排水基準あり |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L |
| チウラム | 0.06mg/L |
| シマジン | 0.03mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L |
| ベンゼン | 0.1mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外 10mg/L 海域 230mg/L ※暫定排水基準あり |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外 8mg/L 海域 15mg/L ※暫定排水基準あり |
| アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100mg/L ※暫定排水基準あり (アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量による。) |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L ※暫定排水基準あり |
| 備考 | |
| <p>1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> | |

2 健康項目（暫定排水基準）

有害物質に関する項目に係る暫定基準（平成 31 年 6 月 30 日まで）

（平成 13 年 6 月 13 日環境省令第 21 号 最終改正：平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号 排水基準を定める省令の一部を改正する省令附則別表）

| 有害物質の種類 | 業種その他の区分 | 許容限度 |
|--|---|-------|
| ほう素及びその化合物 （単位 ほう素の量に関して、mg/L） | 電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | 30 |
| | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | 40 |
| | うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | |
| | 貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | |
| | 下水道業（旅館業（温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、「一定の条件」に該当するものに限る。） | 50 |
| | 金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | 100 |
| | うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | 140 |
| | 旅館業（温泉を利用するものに限る。） | 500 |
| ふっ素及びその化合物 （単位 ふっ素の量に関して、mg/L） | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | 12 |
| | うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | |
| | 電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | 15 |
| | 旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） | |
| | 旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。） | |
| | 電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるものに限る。） | 40 |
| | 旅館業（温泉を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。） | 50 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （単位 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸 | 下水道業（下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。） | 130 |
| | 酸化コバルト製造業 | 160 |
| | 畜産農業 | 600 |
| | ジルコニウム化合物製造業 | 700 |
| | モリブデン化合物製造業 | 1,500 |

| 有害物質の種類 | 業種その他の区分 | 許容限度 |
|---|-------------|-------|
| 性窒素の合計量に 関して、mg/L) | バナジウム化合物製造業 | 1,650 |
| | 貴金属製造・再生業 | 2,900 |
| 備考 | | |
| <p>1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の排水基準を定める省令別表第1又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。</p> $(\sum C_i \cdot Q_i) \div Q$ <p>この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、mg/l）</p> <p>Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 m^3/日）</p> <p>Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 m^3/日）</p> | | |

有害物質に関する項目に係る暫定基準（平成30年5月24日まで）

（平成27年5月1日環境省令第20号）

| 有害物質の種類 | 業種その他の区分 | 許容限度 |
|---|--------------|------|
| 1,4-ジオキサン (単位 mg/L) | エチレンオキサイド製造業 | 6 |
| | エチレングリコール製造業 | 6 |
| 備考 | | |
| <p>この表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第1又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> | | |

3 生活環境項目

(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 最終改正：平成 20 年 9 月 30 日環境省令第 11 号 排水基準を定める省令別表第 2)

| 生活環境項目 | 許容限度 |
|--------------------------------|--|
| 水素イオン濃度 (pH) | 海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0 ※上乗せ排水基準あり |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 160mg/L (日間平均 120mg/L) ※上乗せ排水基準あり |
| 化学的酸素要求量 (COD) | 160mg/L (日間平均 120mg/L) ※上乗せ排水基準あり |
| 浮遊物質 (SS) | 200mg/L (日間平均 150mg/L) ※上乗せ排水基準あり |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) | 5mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) | 30mg/L |
| フェノール類含有量 | 5mg/L |
| 銅含有量 | 3mg/L ※上乗せ排水基準あり |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L ※暫定排水基準・上乗せ排水基準あり |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L |
| クロム含有量 | 2mg/L ※上乗せ排水基準あり |
| 大腸菌群数 | 日間平均 3,000 個/cm ³ ※上乗せ排水基準あり |
| 窒素含有量 | 120mg/L (日間平均 60mg/L) ※暫定排水基準・上乗せ排水基準あり |
| 磷含有量 | 16mg/L (日間平均 8mg/L) ※暫定排水基準・上乗せ排水基準あり |
| 備考 | <p>1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> |

4 窒素含有量又は磷含有量の排水基準に係る湖沼（上田市）

(S60.5.30 環境庁告示第 27 号 最終 H22.7.27 環境省告示第 42 号)

| 項目 | 規制対象湖沼名 |
|----------|--------------|
| 窒素規制対象湖沼 | 内村ダム貯水池 |
| 磷規制対象湖沼 | 沢山池 |
| | 内村ダム貯水池 |
| | 菅平ダム貯水池（菅平湖） |

5 生活環境項目（暫定排水基準）

ア 亜鉛含有量に係る暫定基準（平成 33 年 12 月 10 日まで）

（平成 18 年 11 月 10 日環境省令第 33 号 最終改正：平成 28 年 11 月 15 日環境省令第 25 号 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令附則別表）

| 有害物質の種類 | 業種 | 許容限度 |
|---|--|-----------------|
| 亜鉛含有量（単位 mg/L） | 金属鋳業 | 5 ※上乗せ排水基準あり |
| | 電気めっき業 | |
| | 下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、「一定の条件」に該当するものに限る。） | |
| 備考 | | |
| <p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。</p> <p>2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 2 を超えることをいう。 $(\sum C_i \cdot Q_i) \div Q$ この式において、C_i、Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。 C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 mg/L） Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 m^3/日） Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 m^3/日）</p> | | |

イ 窒素含有量及びリン含有量に係る暫定基準（平成 25 年 9 月 30 日まで）（省略）

（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 最終改正：平成 20 年 9 月 30 日環境省令第 11 号 排水基準を定める省令附則第 2 項から第 6 項まで及び附則別表）

該当する水域なし（上田市）

○ 上乗せ排水基準（長野県）

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準

(昭和48年3月30日長野県条例第11号 最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号 公害の防止に関する条例別表第1)

1 健康項目（上乗せ排水基準）

有害物質に係る上乗せ排水基準

| 区分 | カドミウム及びその化合物 | シアン化合物 | 六価クロム化合物 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 適用水域 |
|---|--------------|---------|----------|---------------------|---------------|
| 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場 | 0.05mg/L | 0.5mg/L | 0.3mg/L | 0.003mg/L | 県の区域に属する公共用水域 |
| 備考 | | | | | |
| <p>1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500m³未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>2 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500m³未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。</p> | | | | | |

2 生活環境項目（上乗せ排水基準）

ア 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準

| 政令号番号 | 区分 | 1日当たりの平均的な排水の量、項目及び許容限度 | | | | | | 適用水域 | | | | | | |
|-------|--|-------------------------|-----------|-----------|----------------------|-----------|-----------------|---------------|-----------|----|--|--|--|--|
| | | 50m ³ 未満 | | | 500m ³ 以上 | | | | | | | | | |
| | | pH | 銅 | 亜鉛 | クロム | 銅 | 亜鉛 | | クロム | | | | | |
| 1-2 | 畜産農業 (1) 豚房施設（豚房の総面積が250m ² 以上のものに限る。） (2) 牛房施設（牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。） | 5.8 ～ 8.6 | — | — | — | — | — | 県の区域に属する公共用水域 | | | | | | |
| 26 | 無機顔料 | | 3 mg/L | 5 mg/L | 2 mg/L | 2 mg/L | 3 mg/L 注1 | | 1 mg/L | | | | | |
| 27 | その他の無機化学工業 | | | | | | | | | | | | | |
| 47 | 医薬品 | | | | | | | | | | | | | |
| 49 | 農薬 | | | | | | | | | | | | | |
| 52 | 皮革 | | | | | | | | | | | | | |
| 53 | ガラス製品 | | | | | | | | | | | | | |
| 58 | 窯業原料 | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | 鉄鋼 | | | | | | | | | | | | | |
| 62 | 非鉄金属 | | | | | | | | | | | | | |
| 63 | 金属製品機械器具 | | | | | | | | | | | | | |
| 65 | 酸・アルカリ表面処理 | | | | | | | | | | | | | |
| 66 | 電気めっき | | | | | | | | | | | | | |
| | 諏訪湖水域において特定施設を有する工場又は事業場（一定の条件に該当するものに限る。） | | | | | | | | | 省略 | | | | |

(注1) 対象12業種・施設における一日当たり排水量500m³以上の亜鉛の基準は、暫定排水基準が適用される場合（省令10業種かつ暫定期間）は上乗せ排水基準(3mg/L)が適用され、その他の場合はより厳しい一律排水基準(2mg/L)が適用される。

イ BOD (COD)、SS等に係る上乘せ排水基準

| 区分 | 1日当たりの平均的な排水の量 | 項目及び許容限度 | | | | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 適用水域 |
|---|---|--------------------|------|--------------|------|-------------------------------|---------------|
| | | BOD(COD) (mg/L) | | SS (mg/L) | | | |
| | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | | |
| 1 畜産農業 (1) 豚房施設 (豚房の総面積が 250m ² 以上のものに限る。) (2) 牛房施設 (牛房の総面積が 500m ² 以上のものに限る。) | 10m ³ 未満 | 160 | 120 | 200 | 150 | 3,000 | 県の区域に属する公共用水域 |
| | 10m ³ 以上 500m ³ 未満 | 160 | 120 | 85 | 70 | 3,000 | |
| | 500m ³ 以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |
| 2 寒天製造業 清酒製造業 | 10m ³ 以上 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| 3 上記以外の業種 注 1 | 10m ³ 以上 50m ³ 未満 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| | 50m ³ 以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |

備考

- BOD (生物化学的酸素要求量) に係る上乘せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について、COD (化学的酸素要求量) に係る上乘せ排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

(注 1) 上記以外の業種

- 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの
 - この表の区分番号1及び2に掲げる工場又は事業場
 - 水質汚濁防止法施行令別表第1の1の2に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場 (この表の区分番号1に該当する事業場を除く。)
- 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域 (上田市に該当地域なし) において湖沼法施行令第5条第1号若しくは第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場

ウ 窒素、磷に係る上乘せ排水基準 (省略)

適用水域なし (上田市)

◎ 特定地下浸透水の浸透の制限

水質汚濁防止法第 12 条の 3 の規定に基づく特定地下浸透水の浸透の制限に係る要件

(平成元年 8 月 21 日環境庁告示第 39 号 最終改正：平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示第 87 号)

| 有害物質の種類 | 要件 |
|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.001mg/L |
| シアン化合物 | 0.1mg/L |
| 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。) | 0.1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.005mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.04mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.005mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.0005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 0.0005mg/L |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.0005mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.002mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.0005mg/L |
| ジクロロメタン | 0.002mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.0002mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.0004mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.002mg/L |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.004mg/L (シス体、トランス体ともに) |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 0.0005mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.0006mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.0002mg/L |
| チウラム | 0.0006mg/L |
| シマジン | 0.0003mg/L |
| チオベンカルブ | 0.002mg/L |
| ベンゼン | 0.001mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.002mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 0.2mg/L |
| ふっ素及びその化合物 | 0.2mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸化合物にあつては硝酸性窒素 0.2mg/L |
| 塩化ビニルモノマー | 0.0002mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.005mg/L |
| (注) 環境大臣が定める検定方法によりこの表の左欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。 | |

湖沼水質保全特別措置法（省略）

指定湖沼・指定地域なし（上田市）

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ 特定施設（施行令別表第2：水質基準対象施設）及び水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設（水質基準対象施設）及び同法第8条の規定による排出基準（水質排出基準）

（平成11年12月27日政令第433号 最終改正：平成17年8月15日政令第277号 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2）

（平成11年12月27日総理府令第67号 最終改正：平成19年6月11日環境省令第15号 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2）

| 政令 号番号 | 特定施設（水質基準適用施設） | 排出基準 (pg-TEQ/L) |
|-----------|--|--------------------|
| 1 | 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 | 10 |
| 2 | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | 10 |
| 3 | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 4 | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 5 | 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 6 | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 | 10 |
| 7 | カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 8 | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 9 | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 10 | 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 11 | 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設 | 10 |
| 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 | 10 |
| 13 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 | 10 |

| 政令 号番号 | 特定施設（水質基準適用施設） | 排出基準 (pg-TEQ/L) |
|-----------|---|--------------------|
| 14 | 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設 | 10 |
| 15 | ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 | 10 |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 | 10 |
| 17 | フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 | 10 |
| 18 | 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。） | 10 |
| 19 | 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。） | 10 |

公害の防止に関する条例（県条例）

◎ 特定施設

（昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号 最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号 公害の防止に関する条例施行規則別表第 1）

| | |
|---|---|
| 1 | 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する共同調理場に設置される厨房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が 160 平方メートル以上 500 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） |
| 2 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積が 120 平方メートル以上 360 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） |
| 3 | 飲食店（次項及び 5 の項に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が 140 平方メートル以上 420 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） |
| 4 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が 210 平方メートル以上 630 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） |
| 5 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設（総床面積が 500 平方メートル以上 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） |
| 6 | 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院に設置される施設であって、次の各号に掲げるもの（病床数が、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の規定による指定地域にあっては 50 以上 120 未満、当該指定地域以外の地域にあっては 50 以上 300 未満の事業場に係るものに限る。） (1) 厨房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設 |
| 7 | 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 4 項に規定する地方卸売市場に設置される水産物に係る施設であって、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が 200 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場 |
| 8 | 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定する自動車分解整備事業の用に供する洗車施設であって、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が 300 平方メートル以上 800 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） |
| 9 | 舗装材料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（アスファルトプラントに係るものに限る。） |

◎ 排出水に係る規制基準

（昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号 最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号 公害の防止に関する条例施行規則別表第 4）

| 区分 | 1 日当たりの平均的な排出水の量 | 規制基準 | | | | | 適用水域 | |
|--|--|---------|--------------------|------|--------------|------|------|------------------|
| | | pH | BOD(COD) (mg/L) | | SS (mg/L) | | | n-ヘキサン (mg/L) |
| | | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | | 最大 |
| 1 共同調理場 2 弁当仕出屋等 3 その他の飲食店 4 そば店等 5 料亭等 | 10 m ³ 以上 50 m ³ 未満 | — | 60 | 40 | 90 | 60 | — | 県の区域に属する公共用水域 |
| 6 病院 7 地方卸売市場 | 10 m ³ 以上 50 m ³ 未満 | — | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| | 50 m ³ 以上 | 5.8～8.6 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |
| 8 自動車分解整備事業 9 舗装材料製造業 | 10 m ³ 以上 50 m ³ 未満 | — | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| | 50 m ³ 以上 | 5.8～8.6 | 30 | 20 | 50 | 30 | 5 | |
| 備考 | | | | | | | | |
| 1 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、化学的酸素要求量（COD）に係る規制基準は湖沼に排出される排出水について適用する。 | | | | | | | | |
| 2 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 | | | | | | | | |

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 汚水又は廃液に係る特定施設

上田市公害防止条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定による汚水又は廃液に係る特定施設

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 1）

| 番号 | 用途 | 名称 | 規模 |
|---|---|------------------------|--|
| 1 | 動物の飼養の用に供するもの | (1) 豚の飼養施設 | 飼養能力 50 頭(繁殖豚にあつては 5 頭)以上のもの(2 か月齢未満のものを除く。) |
| | | (2) 牛の飼養施設 | 飼養能力 5 頭以上のもの |
| | | (3) 馬の飼養施設 | 飼養能力 5 頭以上のもの |
| | | (4) 鶏の飼養施設 | 飼養能力 300 羽以上のもの (30 日未満のひなを除く。) |
| 2 | 自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの | (1) 洗浄施設 (2) 油水分離施設 | 1月の通常の排水量が 200 立方メートル以上の事業場におけるものに限る。 |
| 3 | 食品残物処理の用に供するもの | 食品残物処理装置(ディスポーザー) | すべてのもの |
| 備考 | | | |
| 1 この表は、当該特定施設に係る汚水又は廃液を公共用水域に排出する場合に限り適用する。 | | | |
| 2 この表は、水質汚濁防止法又は公害の防止に関する条例に規定する特定施設は除く。 | | | |
| 3 この表は、当該特定施設から排出される水を処理できるものとして浄化槽法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合した浄化槽を使用する場合を除く。 | | | |

◎ 汚水又は廃液に係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 6）

| 区分 | 項目 | 水温 外観 臭気 | pH | BOD(mg/L) | | n-ヘキサン (mg/L) | その他の基準及び説明 |
|---|---|---------------------------------|---------|-----------|-----|------------------|--|
| | | | | 日間 平均 | 最大 | | |
| 1 | 動物の飼養の用に供するもの | 排出先の公共用水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度 | 5.8～8.6 | 150 | 200 | — | — |
| 2 | 自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの | — | 5.8～8.6 | — | — | 5 | 次の各号に該当すること。 (1) 車両洗浄排水及びその他の含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れたのち排出しなければならない。 (2) 処理槽とは、沈澱槽及び油分離槽をいい、当該排水を排出基準以下に処理しうる施設であること。 (3) 沈澱槽及び油分離槽は、汚泥がたい積しないよう適切に除去しなければならない。 |
| 3 | 食品残物処理の用に供するもの | 食品残物処理装置(ディスポーザー)を使用してはならない。 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |
| 1 採水地点は工場等の排出口(排水を排出する場所をいう。)とする。 | | | | | | | |
| 2 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 | | | | | | | |